

農地を貸してください！



そろそろ農業をやめようかのう

相続で農地を取得したけど
管理に困るなあ



その農地 香川県農地機構 に 預けてみませんか

農業の担い手が農地を求めています



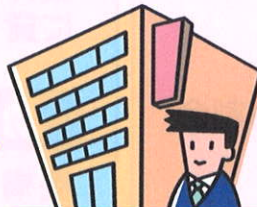
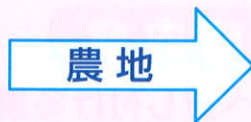
香川県農地機構

～安心して農地を貸借できる仕組みです～

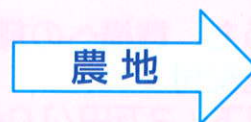
- ・香川県農地機構は、県から農地中間管理機構として指定を受けた公的機関です。
- ・香川県農地機構が受け手との間に入り調整するため安心です。
- ・賃料の回収も香川県農地機構が行います。



農地の出し手



香川県農地機構
☎087-831-3211



農地の受け手

※農地の状況等により、借り受けることができない場合もあります。

機構に農地を貸すことにより、補助金の対象となる可能性があります

詳しくはうら面へ

農業をリタイアしようと考えている農業者等 (経営転換協力金)

助成対象

経営転換や離農により、機構に農地を貸し付ける農業者等

助成内容

機構へ貸し付ける農地面積に応じた交付金を交付

0.5ha以下	: 30万円/戸
0.5ha超～2.0ha以下	: 50万円/戸
2.0ha超～	: 70万円/戸



主な助成要件

- (1) 機構への貸付期間が10年以上で、機構が農地の受け手に当該農地を貸し付けること
- (2) 農地の出し手が、機構に貸し付けた日の1年以上前から、所有権等に基づき自ら耕作していること(相続人は除く)
- (3) 遊休農地の所有者は対象にならない
- (4) 原則、全ての自作地(他の農業者に貸し付けている農地及び自留地10a未満を除く)を貸し付けること

※ 上記以外の要件については、市町等の窓口へお問い合わせください



例1 : 85aで野菜を栽培する農業者が家庭菜園用の5aを残して、80aを機構に貸し付け、農業をリタイアする場合 **50万円**を交付

例2 : 水稲50a、果樹100aを栽培する農業者が果樹経営に特化する経営転換を行い水稲50aを機構に貸し付ける場合 **30万円**を交付

まとめて農地を貸し付ける地域 (地域集積協力金)

助成対象

機構にまとまった農地を貸し付ける地域
(農業振興地域内)

助成内容

地域内の農地のうち、機構への貸付割合に応じた交付金を交付

2割超～5割以下	: 2万円/10a
5割超～8割以下	: 2万8千円/10a
8割超～	: 3万6千円/10a

隣接する農地等を貸し付ける農業者等 (耕作者集積協力金)

助成対象

機構の借受農地に隣接する農地、面的要件を満たす原則2筆以上の農地を機構に貸し付ける農業者等

助成内容

機構へ貸し付ける農地面積に応じて、2万円/10aを交付

農地の貸借や補助金の詳細については、以下の機関にお問い合わせください

- (公財) 香川県農地機構 (087-831-3211)
- 市町の農業主務課・農業委員会
- 県農業経営課農地活用グループ (087-832-3408)

かがやくけん、かがわけん。

香川県